

秋田市における公共工事の中間前払金制度の概要

1 中間前払金の制度

中間前払金とは、工事の着手時に前払金（請負代金額の10分の4以内の額。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の2以内の額で5千万円限度）の支払を受けた後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の10分の2以内の額。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、5千万円限度）の支払を受けることができる制度です。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払を受けた着手時の前払金の額との合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の4、又は1億円）を超えることはできません。また、着手時の前払金の支払を受けていない場合は、中間前払金の支払を受けることはできません。

2 中間前払金の対象となる工事

前払金（請負代金額が200万円以上）の支払いを受けた工事で、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金の支払を受けることができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 出来高が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。

注）継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（複数年度契約）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等および工事期間を基礎として、対象要件該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払ます（対象要件を満たさない年度については、中間前払金は行わず、当該年度については部分払を受けることができます。）。

3 中間前払金の認定

受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、中間前払金に係る認定を受けるために、市又は上下水道局の工事監督員に、所定の「中

間前払金認定請求書」(様式1(様式集25番))および「工事履行報告書」(様式2(様式集26番))を提出するものとします。工事監督員は、原則7日以内に要件審査(前記2の該当の有無を審査)を行い、「中間前払金認定調書」(様式3)を受注者に交付します。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、受注者に当該数値の根拠となる資料の提示を求め、確認をさせていただきます。

4 中間前払金の支払

受注者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、所定の「工事前払金・中間前払金申請書」に、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する「保証証書」を添付して、契約課に申請するものとします。当該請求日から14日以内に中間前払金を支払います。

5 中間前払金と部分払の併用禁止

1件の工事(複数年度契約にあっては、1の年度の工事)について、中間前払金と部分払(複数年度契約における各年度末の部分払および繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。)の両方を受けることはできません。

6 適用時期

令和8年4月1日以降に提出される申請から適用します。